

第2章

草津市の特徴と産業を取り巻く環境



第2章 草津市の特徴と産業を取り巻く環境

1. 草津市の産業に関する現状（内部環境）

（1）草津市の概況

① 位置・地勢

本市は、滋賀県の南部に位置して、京阪神大都市圏に含まれており、大阪から約60km、京都から約20km、名古屋から約90kmの距離にあり、JR東海道本線、国道1号、名神高速道路、新名神高速道路、京滋バイパス等が集積するなどの立地特性があり、近畿圏・中部圏を結節する地域にあります。また、日本最大の淡水湖である琵琶湖に面しており、市域は、南北約13.2km、東西約10.9kmで、大津市、栗東市、守山市に接し、総面積は67.82km²（うち琵琶湖面積19.17km²を含む）となっています。

湖岸から田園地・市街地へと平地が広がって、東南部の丘陵地へとなだらかに続く地形であり、その先には湖南アルプスの山並みがあります。

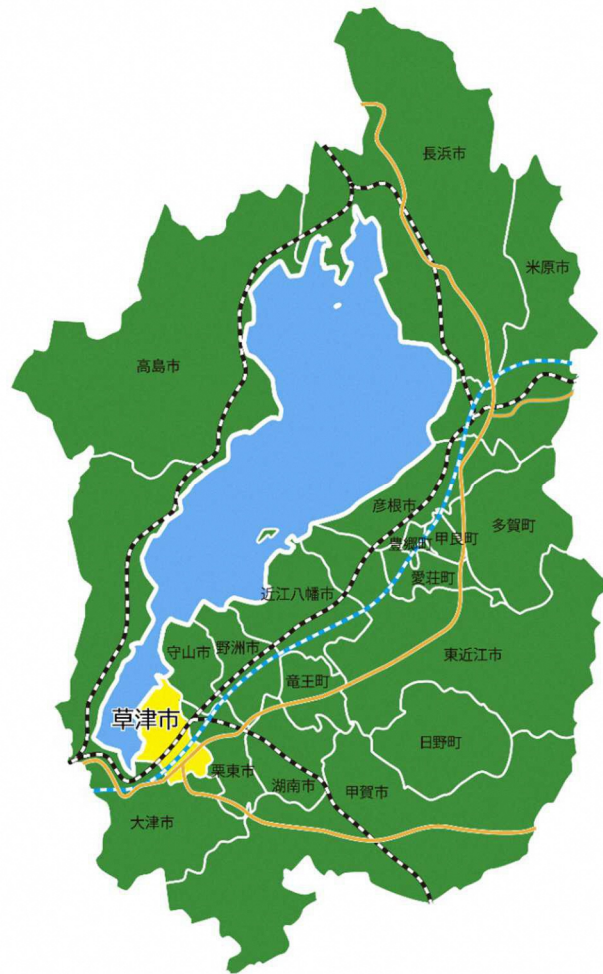
② 特性

本市は、古くは東海道、中山道が唯一分岐、合流する宿場町として栄え、街道を中心に歴史、文化が育まれたまちです。1970

年代以降、京阪神のベッドタウンとして都市機能の集積が進み、現在も交通の利便性や大学の立地などを強みとして、新たな活力と魅力を備えた都市へと成長を続けています。その結果、全国的に人口減少が進む中、現在も人口増加を続け、「住みよさランキング」（東洋経済新報社）でも例年上位に位置付けられており、学生や働く世代の人口も多く、活気あるまちとして評価されています。

また、本市は、水と緑の豊富な自然環境を有する一方、製造業が多く集積し、グローバル展開をしている企業が多数立地しているほか、優れた技術や製品を有する中小企業が集積するなど、滋賀県有数のものづくり都市としての一面を有し、大学、試験研究機関、産業振興団体が集積しています。

■草津市の位置

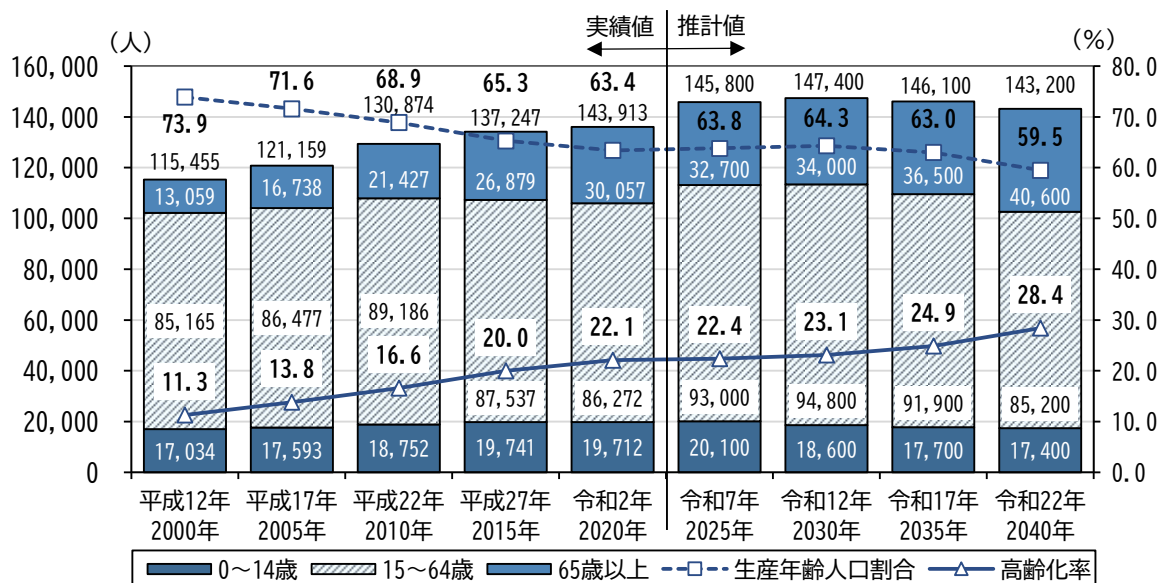


③ 人口の推移

全国的に人口が減少傾向に推移している中、本市の総人口は増加しており、推計上は令和12(2030)年に人口ピークを迎え、その後、人口減少に転じる見込みとなっています。

年齢3区分別の状況を見ると、65歳以上の人口の増加が顕著となっており、令和22(2040)年には高齢化率が28.4%まで増加する見込みとなっています。一方、15～64歳の生産年齢人口の割合は概ね減少傾向で推移しており、令和22(2040)年には59.5%まで減少する見込みとなっています。

■草津市の人口の推移と推計

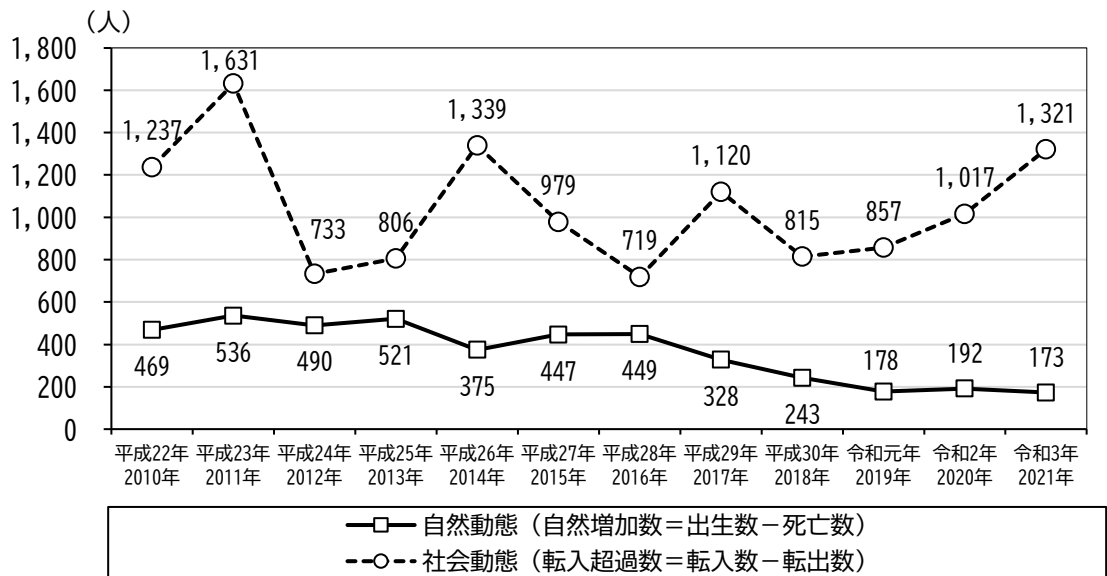


※ 人口総数には、年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の合計と一致しない場合がある。高齢化率は、分母から年齢不詳を除いて算出している。

出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は草津市推計

本市の平成 22（2010）年以降の人口動態をみると、自然動態（出生、死亡）については全ての年で出生数が死亡数を上回っており、社会動態（転入、転出）についても全ての年で転入者が転出者を上回っています。

■自然動態および社会動態の推移

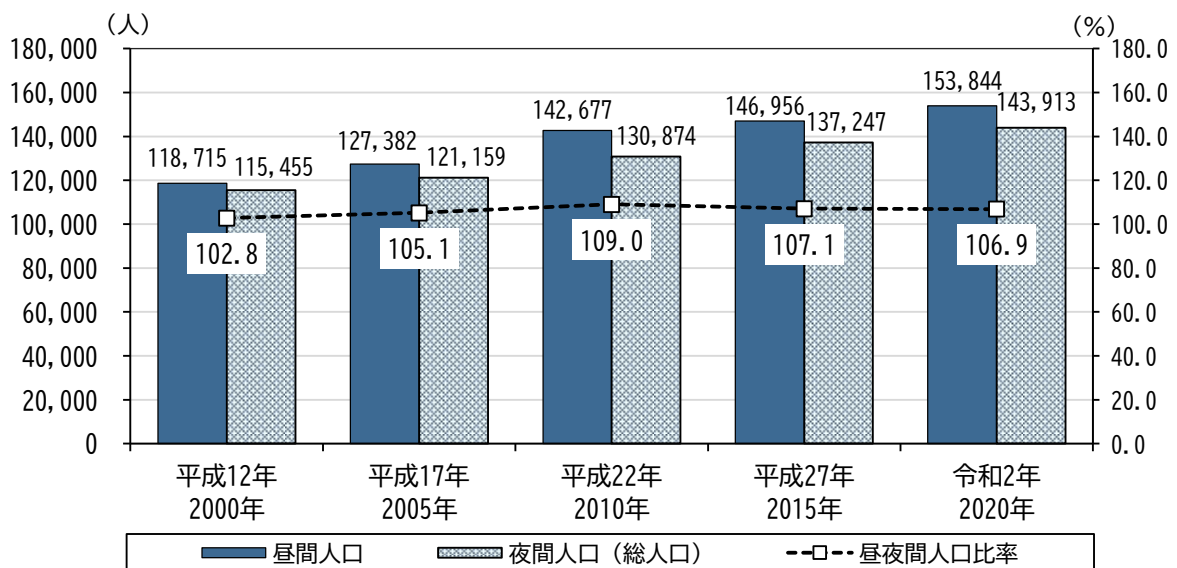


出典：草津市統計書

④ 昼間人口および夜間人口

本市の平成 12（2000）年以降の昼夜間人口比率をみると、100%を上回って推移しており、昼間人口が夜間人口を上回っています。

■昼間人口および夜間人口の推移



出典：総務省「国勢調査」

⑤ 流出人口および流入人口

本市の平成12(2000)年以降の流動人口をみると、流入超過で推移しており、令和2(2020)年の流出人口は34,772人、流入人口は44,223人となっています。

■流出人口および流入人口の推移

単位：人

	流出人口 (A)			流入人口 (B)			流入人口と流出人口の差 (B) - (A)		
	総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者
平成12年 2000年	33,777	29,276	4,501	37,037	29,504	7,533	3,260	228	3,032
平成17年 2005年	33,558	29,733	3,825	40,241	32,499	7,742	6,683	2,766	3,917
平成22年 2010年	34,745	30,464	4,281	45,437	36,977	8,460	10,692	6,513	4,179
平成27年 2015年	36,736	32,246	4,490	46,283	37,992	8,291	9,547	5,746	3,801
令和2年 2020年	34,772	31,084	3,688	44,223	37,390	6,833	9,451	6,306	3,145

※ 15歳以上就業者および通学者

出典：総務省「国勢調査」

■流出人口の主な流出先（草津市以外に従業・通学している人）（令和2(2020)年）

単位：人

	総数	滋賀県				京都府	大阪府	
		大津市	栗東市	守山市	野洲市			
総数	34,772	23,568	8,186	4,968	2,857	1,756	7,223	3,199
就業者	31,084	21,611	7,150	4,811	2,571	1,743	5,961	2,830
通学者	3,688	1,957	1,036	157	286	13	1,262	369

※ 15歳以上就業者および通学者

出典：総務省「国勢調査」（令和2(2020)年）

■流入人口の主な流入元（草津市に従業・通学している人）（令和2(2020)年）

単位：人

	総数	滋賀県				京都府	大阪府	
		大津市	栗東市	守山市	野洲市			
総数	44,223	32,947	14,002	5,953	4,353	1,758	5,630	3,447
就業者	37,390	29,275	12,695	5,407	3,800	1,508	4,576	2,327
通学者	6,833	3,672	1,307	546	553	250	1,054	1,120

※ 15歳以上就業者および通学者

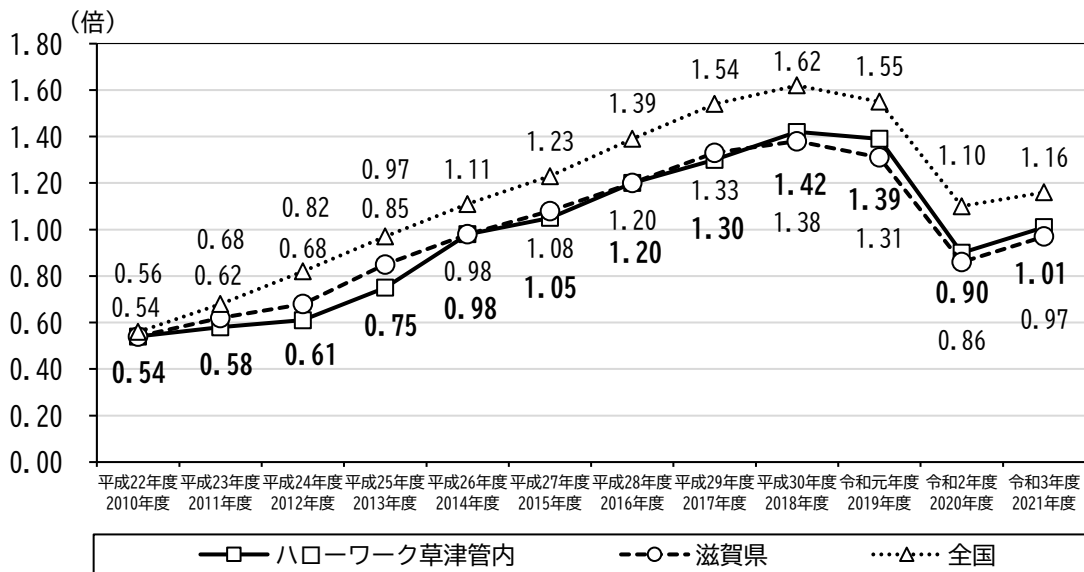
出典：総務省「国勢調査」（令和2(2020)年）

⑥ 有効求人倍率および完全失業率

ハローワーク草津管内の有効求人倍率は、平成 22 (2010) 年度から増加傾向で推移していましたが、平成 30 (2018) 年度の 1.42 倍から減少に転じ、令和元 (2019) 年度は 1.39 倍となり、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により 0.90 倍、令和 3 (2021) 年度は再び増加し 1.01 倍となっています。

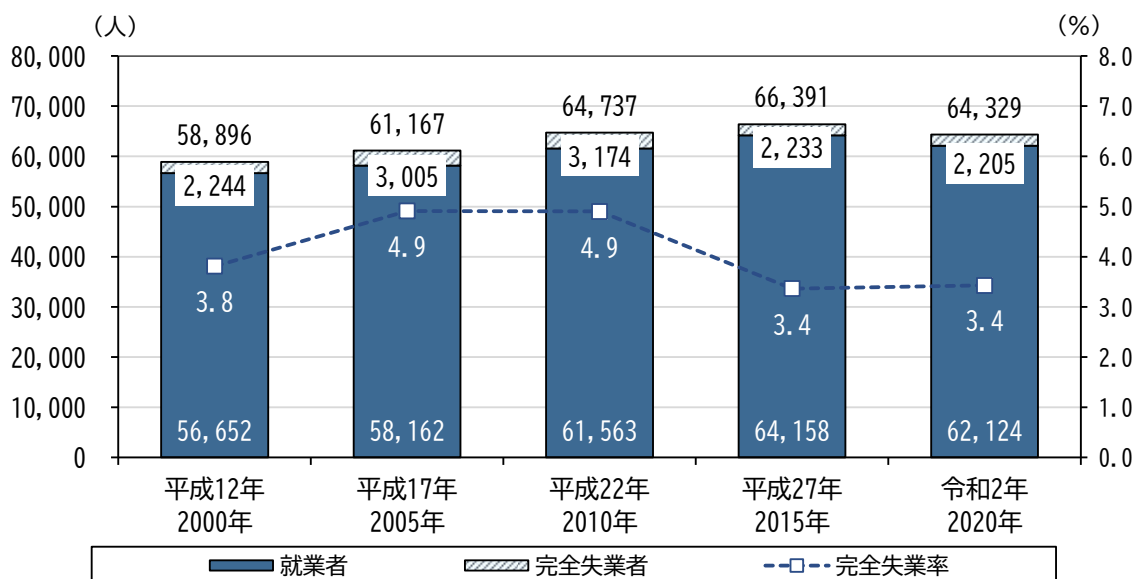
また、労働力人口に占める完全失業者の割合 (完全失業率) は平成 12 (2000) 年から概ね増加していましたが、平成 22 (2010) 年の 4.9% から減少に転じ、令和 2 (2020) 年は 3.4% となっています。

■有効求人倍率の推移



出典：滋賀労働局職業安定部「職業安定業務月報」、「職安統計年報」、厚生労働省「職業安定業務統計」

■労働力人口の推移

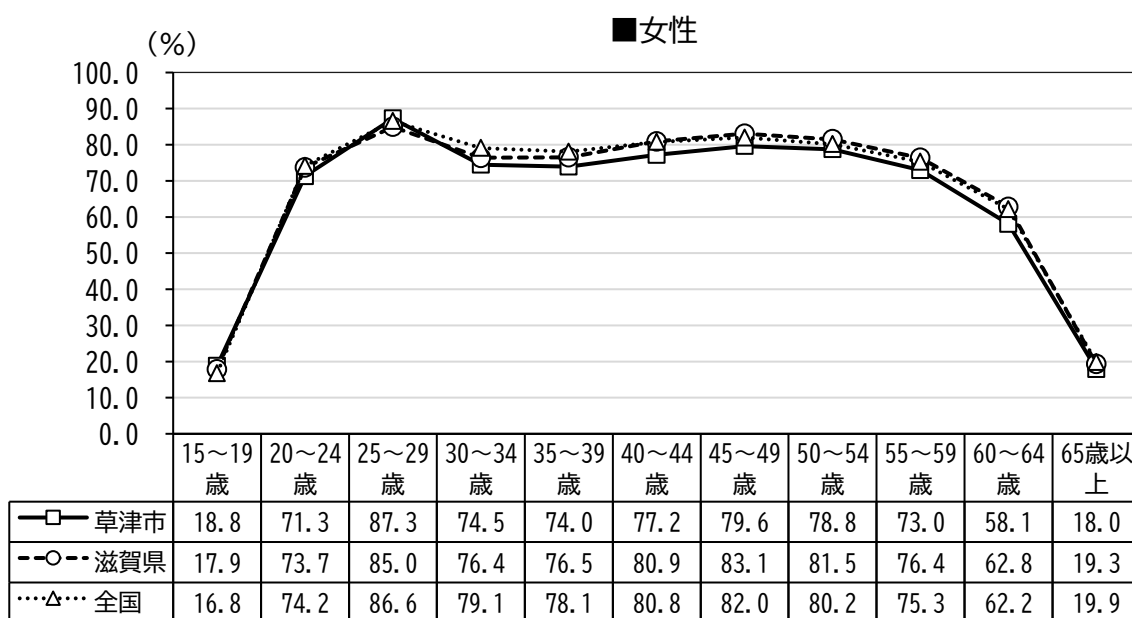
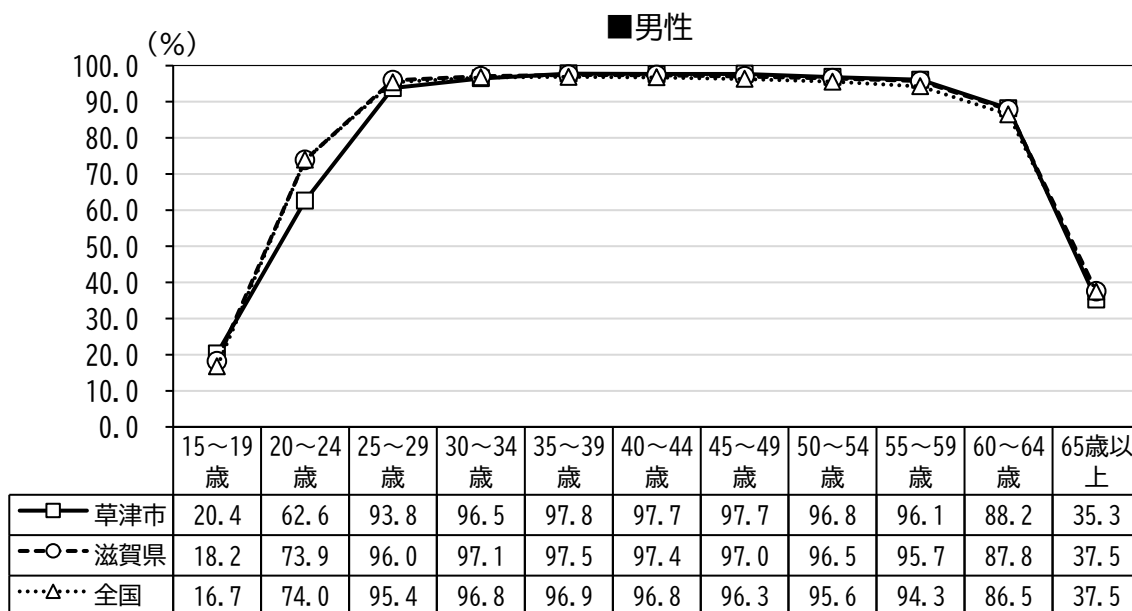


出典：総務省「国勢調査」

⑦ 労働力率

本市の令和2（2020）年における労働力率をみると、男性は20～34歳で滋賀県および全国より低くなっています。また、女性はM字カーブを描いており、30歳以上で滋賀県および全国より低くなっています。

■労働力率（令和2（2020）年）



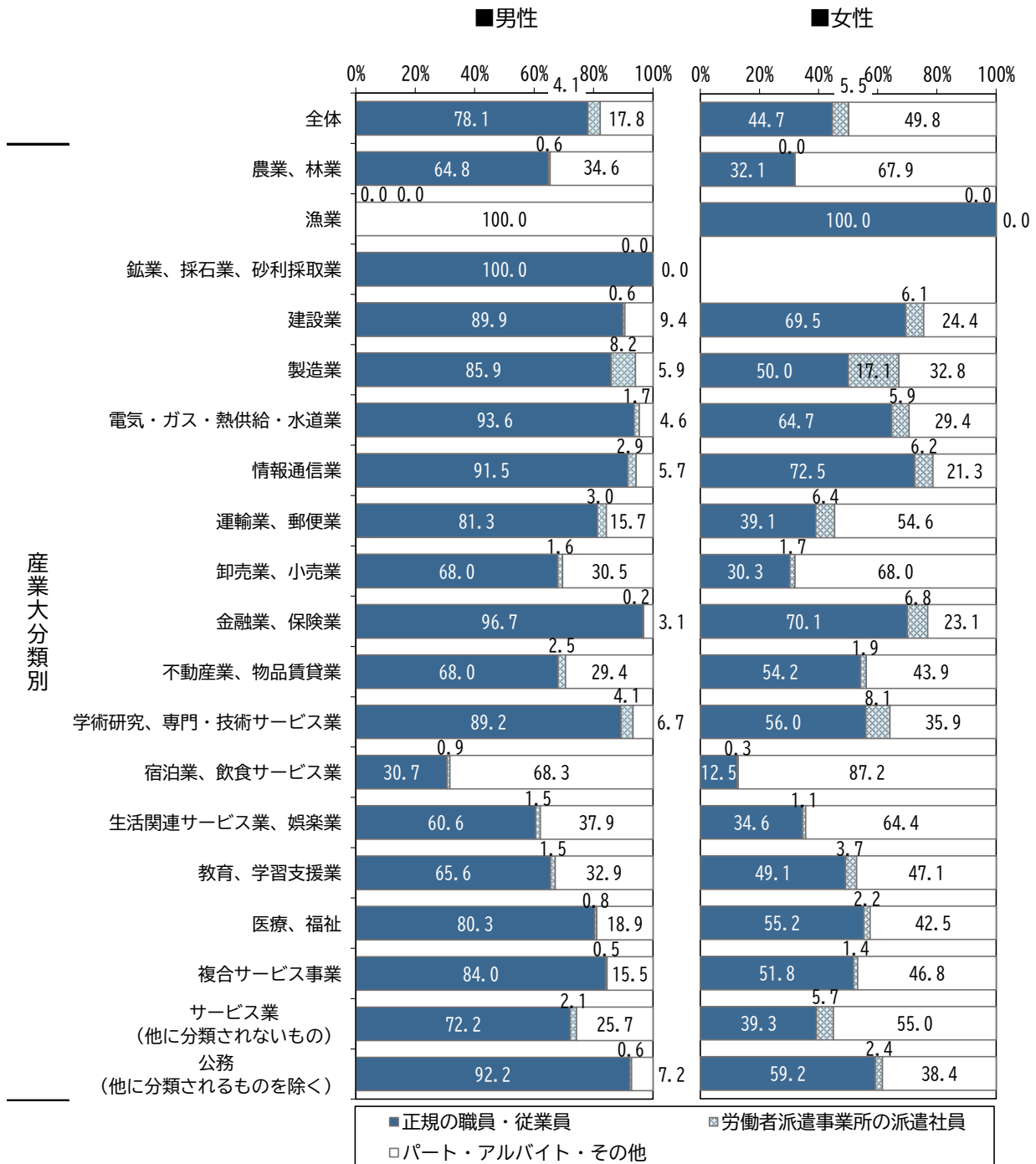
出典：総務省「国勢調査」（令和2（2020）年）

労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合をいいます。

⑧ 雇用形態別雇用者の割合

本市の令和2（2020）年における雇用形態別雇用者の割合（役員を除く）を男女別にみると、男性の78.1%が正規の職員・従業員であるのに対し、女性の正規の職員・従業員の割合は44.7%となっています。

■雇用形態別にみる雇用者の割合（役員を除く）（令和2（2020）年）



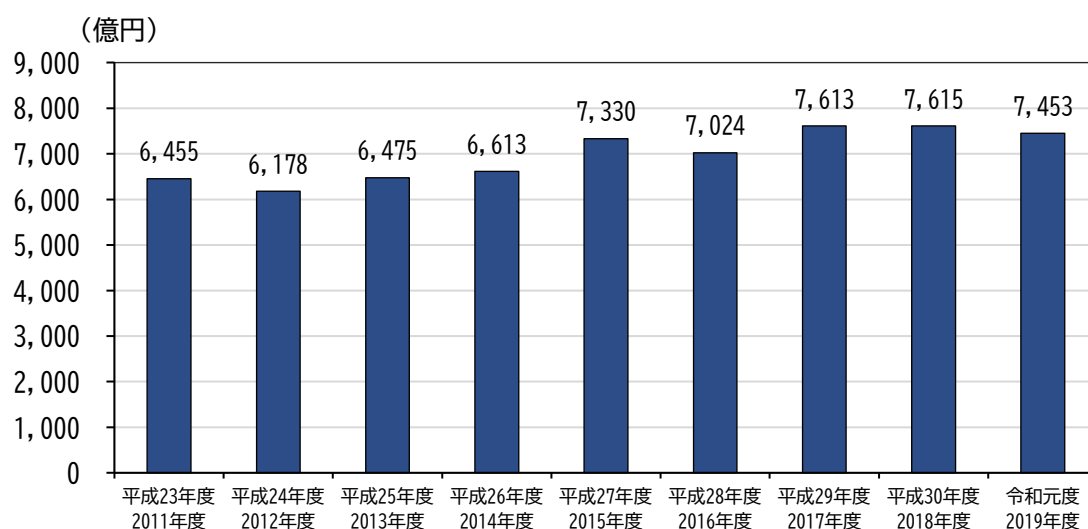
出典：総務省「国勢調査」（令和2（2020）年）

(2) 草津市の産業の概況と特性

① 市内総生産

本市の平成23(2011)年度以降の市内総生産は、増減をしながら概ね増加傾向で推移しており、令和元(2019)年度は約7,453億円で、平成23(2011)年度から約998億円(15.5%)の増加となっています。

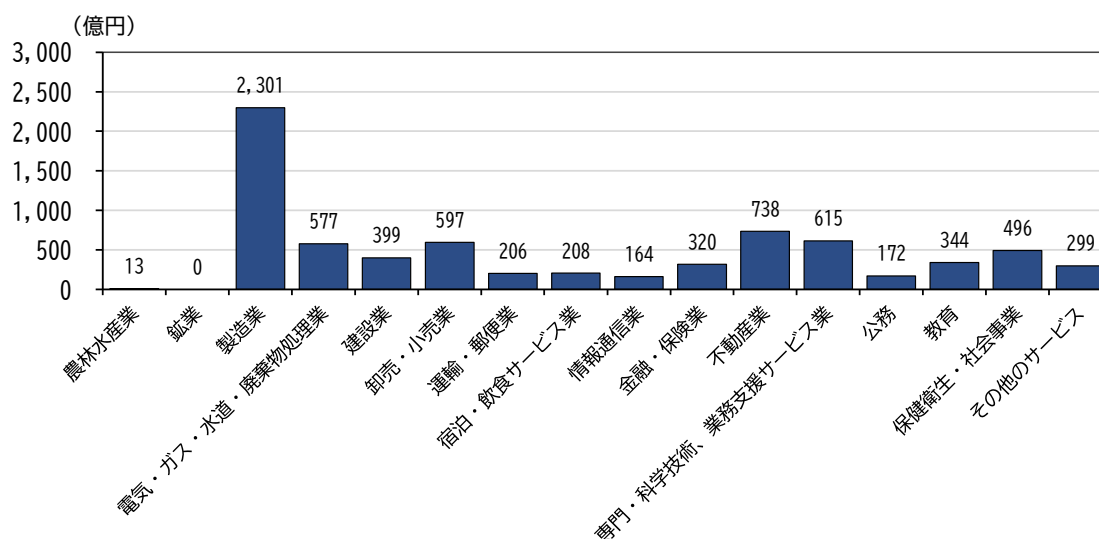
■草津市内総生産の推移



出典：滋賀県「市町民経済計算」

令和元(2019)年度の市内総生産について、業種別で見ると、「製造業」が約2,301億円で最も多く、次いで「不動産業」(約738億円)、「専門・科学技術、業務支援サービス業」(約615億円)、「卸売・小売業」(約597億円)、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」(約577億円)と続いています。

■業種別市内総生産(令和元(2019)年度)



出典：滋賀県「市町民経済計算」

経済活動別の市内総生産について、平成23(2011)年度と令和元(2019)年度と比較すると、「農林水産業」、「製造業」、「公務」を除く全ての業種で生産額が増加しています。特に、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」が97.2%増加し、最も増加した項目となっており、次いで「教育」が60.9%増、「建設業」が47.0%増となっています。

■経済活動別市内総生産

単位：百万円

	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
1. 農林水産業	1,600	1,855	1,622	1,314	1,487	1,639	1,708	1,572	1,333
(1) 農業	1,542	1,794	1,570	1,259	1,425	1,581	1,654	1,530	1,294
(2) 林業	1	1	1	1	1	1	1	1	1
(3) 水産業	57	60	52	54	61	57	53	41	39
2. 鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 製造業	241,341	203,959	204,234	210,739	258,286	210,275	249,397	254,236	230,068
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	29,270	31,524	33,314	35,509	40,788	42,952	50,973	55,161	57,721
5. 建設業	27,129	24,352	32,920	24,184	28,074	31,728	39,825	35,757	39,881
6. 卸売・小売業	49,159	53,752	59,070	58,570	59,329	59,432	61,116	60,325	59,681
7. 運輸・郵便業	15,515	16,727	15,511	17,182	18,522	19,412	19,554	20,477	20,588
8. 宿泊・飲食サービス業	15,710	15,384	17,470	19,385	20,600	24,482	24,543	22,496	20,803
9. 情報通信業	14,110	17,375	20,956	24,060	20,546	16,672	16,272	16,845	16,399
10. 金融・保険業	28,065	28,979	30,105	30,673	30,865	29,500	28,558	28,278	32,044
11. 不動産業	63,092	64,930	67,125	69,057	70,830	71,243	71,944	73,380	73,773
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	51,249	49,870	53,110	54,953	59,219	62,912	64,315	61,520	61,483
13. 公務	21,477	18,787	17,345	16,044	16,574	16,465	16,808	17,076	17,185
14. 教育	21,356	22,168	22,523	24,036	29,060	34,624	34,783	34,487	34,365
15. 保健衛生・社会事業	35,298	37,872	40,009	41,655	45,087	47,870	48,052	48,133	49,584
16. その他のサービス	28,718	28,493	28,921	30,039	30,963	31,549	32,288	30,356	29,911
17. 小計(1～16の計)	643,090	616,025	644,233	657,401	730,229	700,757	760,136	760,099	744,817
18. 輸入品に課される税・関税	7,900	7,653	8,694	11,614	12,536	10,521	12,474	13,357	12,899
19. (控除)総資本形成に係る消費税	5,528	5,835	5,427	7,741	9,772	8,922	11,312	11,997	12,463
20. 経済活動別市町内総生産額(17+18-19)	645,462	617,843	647,501	661,274	732,993	702,355	761,297	761,459	745,252

出典：滋賀県「市町民経済計算」

② 産業大分類別の民営事業所数

本市の民営事業所数は、平成21(2009)年から令和3(2021)年にかけて全体で95事業所(1.9%)減少しており、令和3(2021)年は4,783事業所となっています。

また、令和3(2021)年の民営事業所数を産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が1,019事業所で最も多く、次いで「医療、福祉」(504事業所)、「宿泊業、飲食サービス業」(486事業所)と続いており、平成21(2009)年から令和3(2021)年にかけて最も増加した民営事業所は「医療、福祉」で、201事業所(66.3%)の増加、最も減少した民営事業所は「卸売業、小売業」で、159事業所(13.5%)の減少となっています。

■草津市の産業大分類別民営事業所数の推移

単位：事業所

産業大分類	平成21年 2009年	平成24年 2012年	平成26年 2014年	平成28年 2016年	令和3年 2021年※
農業、林業、漁業	11	12	15	16	19
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
建設業	467	441	437	402	359
製造業	384	382	377	372	338
電気・ガス・熱供給・水道業	6	7	6	5	7
情報通信業	58	50	54	48	60
運輸業、郵便業	79	79	79	80	70
卸売業、小売業	1,178	1,175	1,212	1,170	1,019
金融業、保険業	72	76	77	76	90
不動産業、物品賃貸業	497	501	518	487	462
学術研究、専門・技術サービス業	208	198	216	213	238
宿泊業、飲食サービス業	557	561	636	599	486
生活関連サービス業、娯楽業	443	451	480	503	459
教育、学習支援業	223	224	262	243	252
医療、福祉	303	328	422	457	504
複合サービス事業	24	21	23	23	22
サービス業（他に分類されないもの）	368	359	407	395	398
合計	4,878	4,865	5,221	5,089	4,783

※ 令和3(2021)年は速報集計結果

出典：総務省・経済産業省「経済センサス基礎調査」、「経済センサス活動調査」

③ 産業大分類別の民営事業所の従業者数

本市の民営事業所の従業者数は、平成 21（2009）年から令和 3（2021）年にかけて全体で 6,639 人（9.9%）増加しており、令和 3（2021）年は 73,561 人となっています。

また、令和 3（2021）年の民営事業所の従業者数を産業大分類別にみると、「製造業」が 15,424 人で最も多く、次いで「卸売業、小売業」（12,451 人）、「医療、福祉」（9,018 人）と続いており、平成 21（2009）年から令和 3（2021）年にかけて最も増加した民営事業所は「医療、福祉」で、3,949 人（77.9%）の増加、最も減少した民営事業所は「製造業」で、2,919 人（15.9%）の減少となっています。

■草津市の産業大分類別民営事業所の従業者数の推移

単位：人

産業大分類	平成 21 年 2009 年	平成 24 年 2012 年	平成 26 年 2014 年	平成 28 年 2016 年	令和 3 年 2021 年※
農業、林業、漁業	159	120	298	240	261
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
建設業	3,555	3,431	3,311	3,161	2,858
製造業	18,343	15,030	18,164	15,752	15,424
電気・ガス・熱供給・水道業	212	242	177	129	128
情報通信業	355	639	918	605	648
運輸業、郵便業	2,349	2,085	2,013	2,062	1,745
卸売業、小売業	12,578	12,474	13,112	12,475	12,451
金融業、保険業	2,204	2,057	2,315	2,227	2,218
不動産業、物品賃貸業	1,814	1,760	1,824	1,704	2,232
学術研究、専門・技術サービス業	1,702	1,895	1,619	1,811	2,133
宿泊業、飲食サービス業	6,276	7,037	7,988	8,938	7,794
生活関連サービス業、娯楽業	2,723	2,824	2,770	2,779	2,488
教育、学習支援業	2,097	3,005	3,038	4,609	5,267
医療、福祉	5,069	5,632	7,071	7,602	9,018
複合サービス事業	277	244	585	544	514
サービス業（他に分類されないもの）	7,209	6,460	6,767	8,231	8,382
合計	66,922	64,935	71,970	72,869	73,561

※ 令和 3（2021）年は速報集計結果

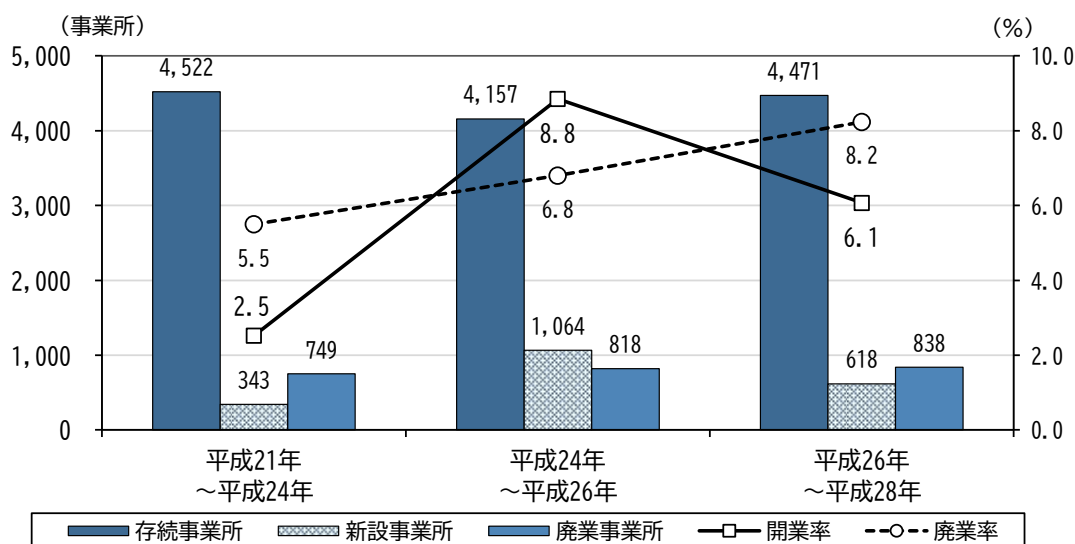
出典：総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」、「経済センサス-活動調査」

④ 新設事業所数および廃業事業所数

本市では平成26（2014）年から平成28（2016）年のおよそ2年間にかけて新設された事業所数が618事業所、廃業した事業者数は838事業所となっており、廃業が220事業所多くなっています。

また、同期間における開業率は6.1%、廃業率は8.2%で、いずれも滋賀県および全国よりも高くなっています。

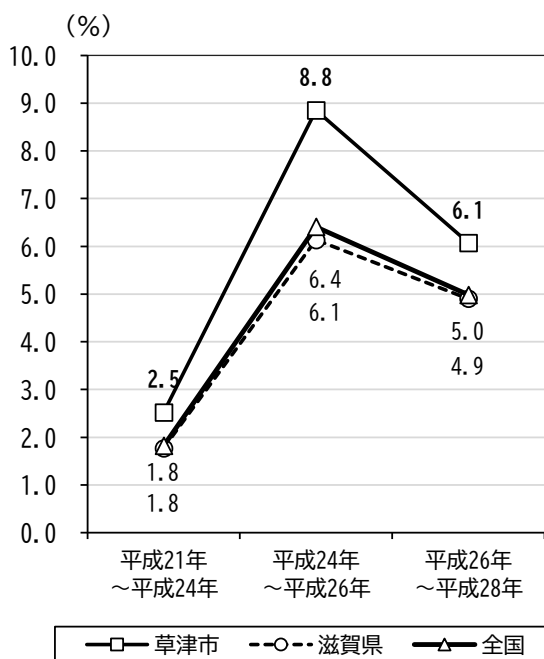
■新設事業所数・廃業事業所数の推移



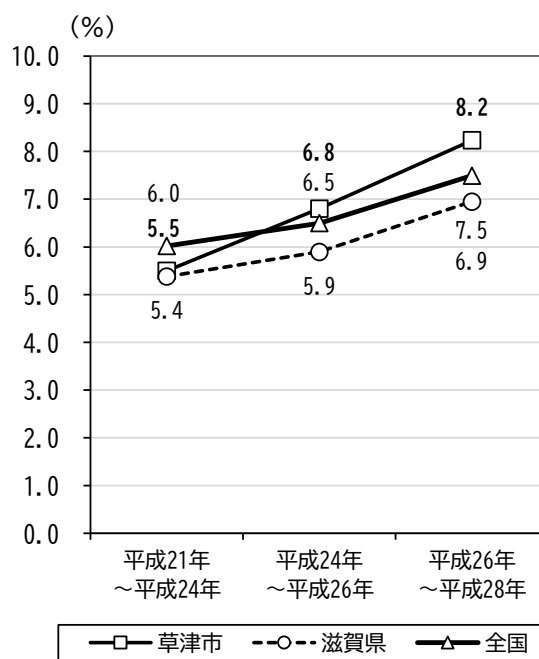
出典：総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」、「経済センサス-活動調査」より集計

■開業率および廃業率の推移

■開業率



■廃業率



出典：総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」、「経済センサス-活動調査」より集計

平成 26 (2014) 年から平成 28 (2016) 年における開業率および廃業率について産業大分類にみると、開業率は「農業、林業、漁業」、「医療、福祉」、「情報通信業」が高く、廃業率は「情報通信業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」が高くなっています。

■産業大分類別開業率および廃業率（平成 26 (2014) 年～平成 28 (2016) 年）

単位：事業所

産業大分類	存続 事業所数	新設 事業所数	廃業 事業所数	開業率	廃業率
農業、林業、漁業	13	3	1	11.2%	3.7%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
建設業	370	32	70	3.8%	8.3%
製造業	349	23	48	3.0%	6.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	-	1	-	8.7%
情報通信業	40	8	12	8.0%	12.0%
運輸業、郵便業	73	7	9	4.5%	5.7%
卸売業、小売業	1,005	165	221	7.0%	9.4%
金融業、保険業	74	2	5	1.3%	3.3%
不動産業、物品賃貸業	449	38	72	3.8%	7.2%
学術研究、専門・技術サービス業	188	25	35	5.8%	8.2%
宿泊業、飲食サービス業	514	85	134	6.8%	10.8%
生活関連サービス業、娯楽業	432	71	63	7.5%	6.6%
教育、学習支援業	212	31	52	6.1%	10.3%
医療、福祉	372	85	54	10.4%	6.6%
複合サービス事業	23	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	352	43	61	5.4%	7.7%
合計	4,471	618	838	6.1%	8.2%

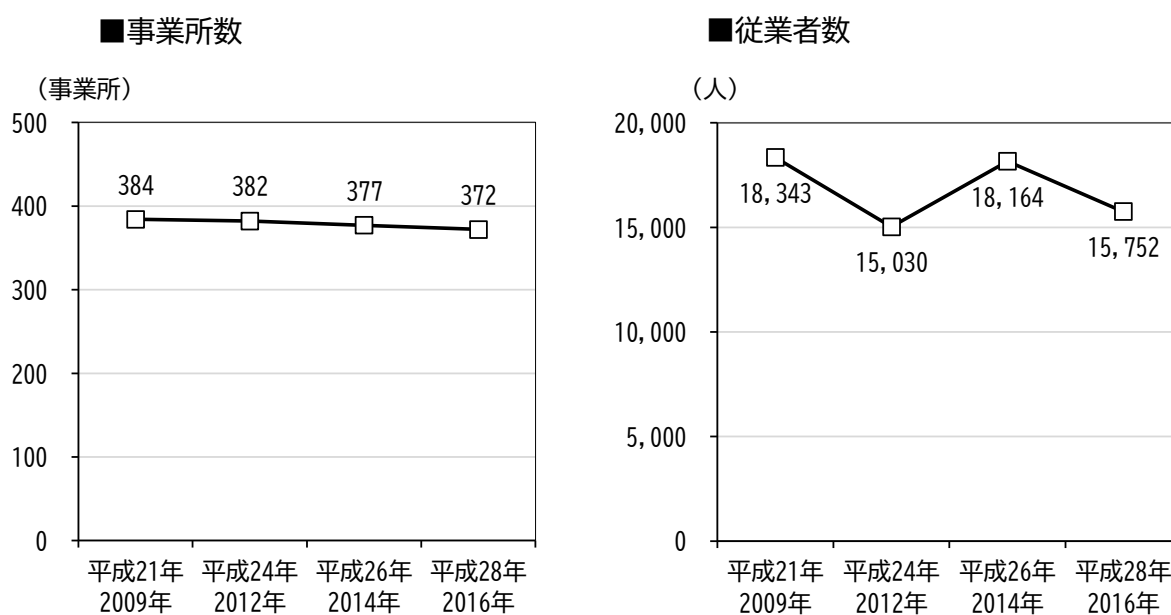
出典：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」（平成 28 (2016) 年）より集計

⑤ 製造業の概況

本市の製造業について、民営事業所数は平成21(2009)年から減少傾向で推移しており、平成28(2016)年は372事業所となっています。一方、民営事業所の従業者数については、平成21(2009)年から増減をしながら推移しており、平成28(2016)年は1万5,752人となっています。

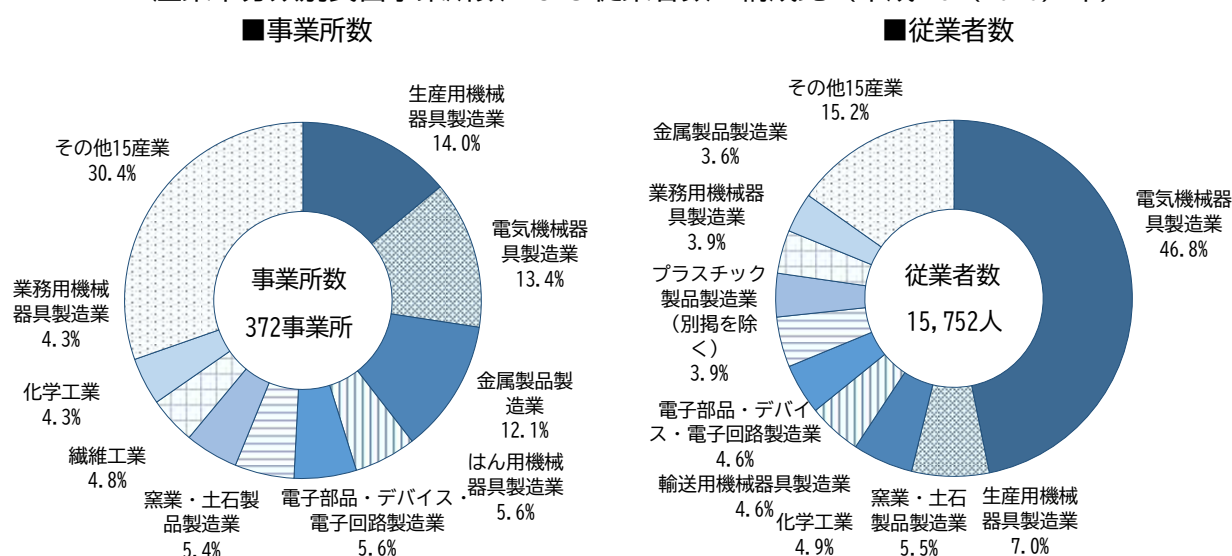
また、産業中分類別にみると、平成28(2016)年における事業所数は「生産用機械器具製造業」が最も多く、従業者数は「電気機械器具製造業」が最も多くなっています。

■製造業の民営事業所数および従業者数の推移



出典：総務省・経済産業省「経済センサスー基礎調査」、「経済センサスー活動調査」

■産業中分類別民営事業所数および従業者数の構成比 (平成28(2016)年)

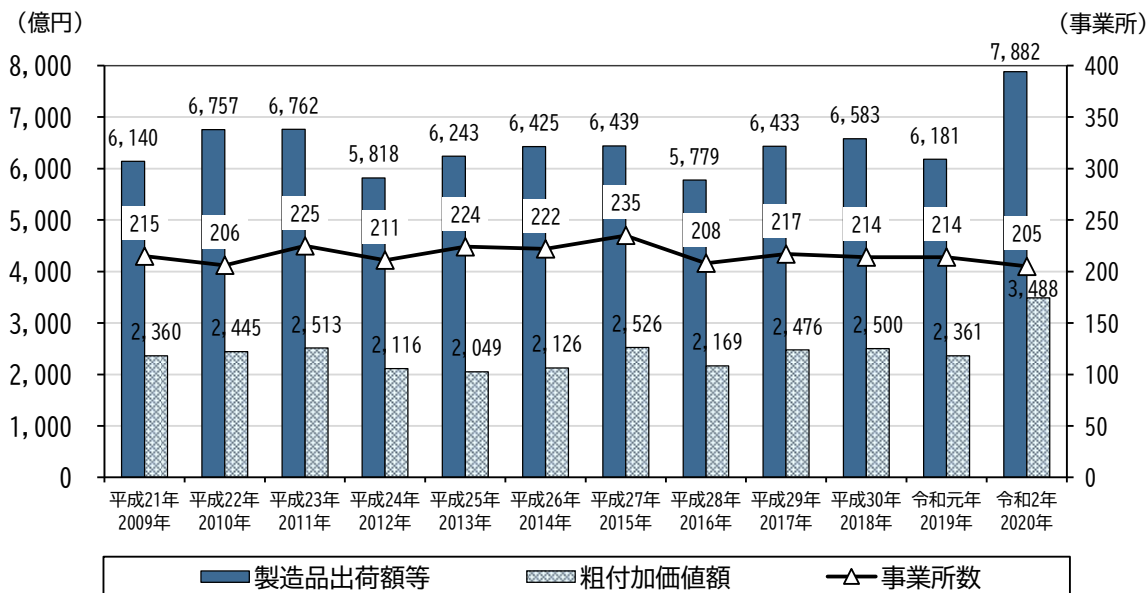


出典：総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」(平成28(2016)年)

本市の製造業事業所の製造品出荷額等については、平成 21（2009）年から増減をしながら推移しており、令和 2（2020）年は約 7,882 億円となっています。

また、粗付加価値額についても平成 21（2009）年から増減をしながら推移しており、令和 2（2020）年は約 3,488 億円となっています。

■製造品出荷額等および粗付加価値額の推移



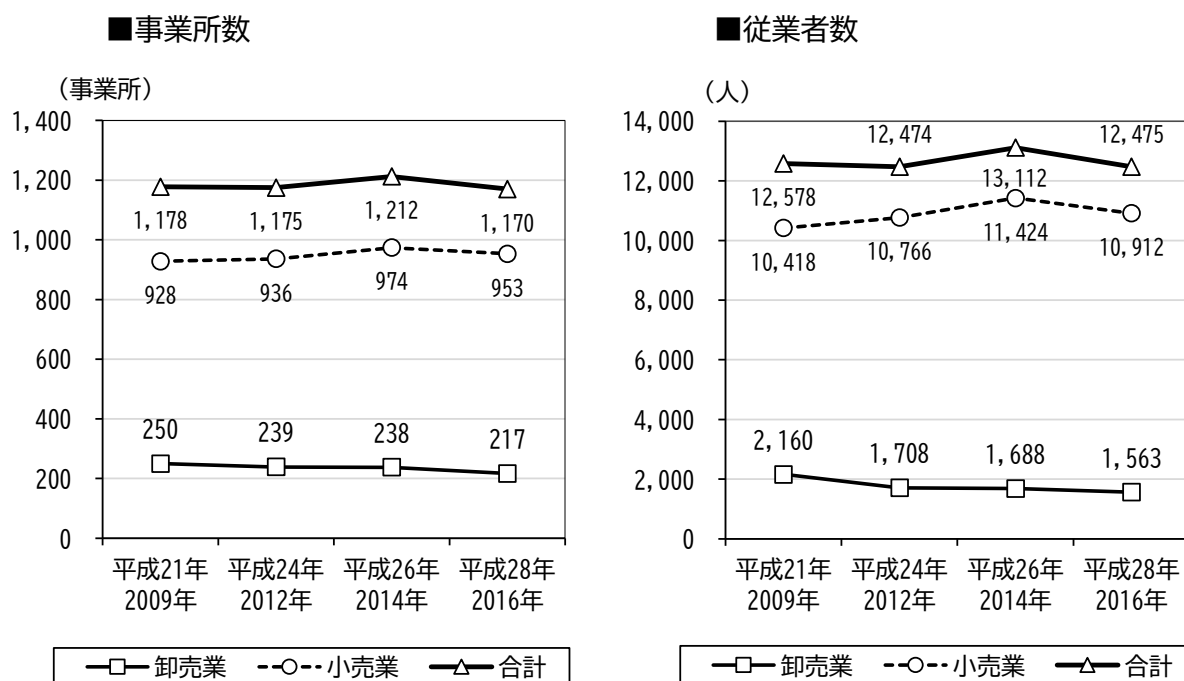
※ 従業者数 4 人以上の事業所

出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」

⑥ 卸売業および小売業の概況

本市の卸売業および小売業について、民営事業所数は平成21(2009)年から増減をしながら推移しており、平成28(2016)年は1,170事業所となっています。また、民営事業所の従業者数については、平成21(2009)年から増減をしながら推移しており、平成28(2016)年は1万2,475人となっています。

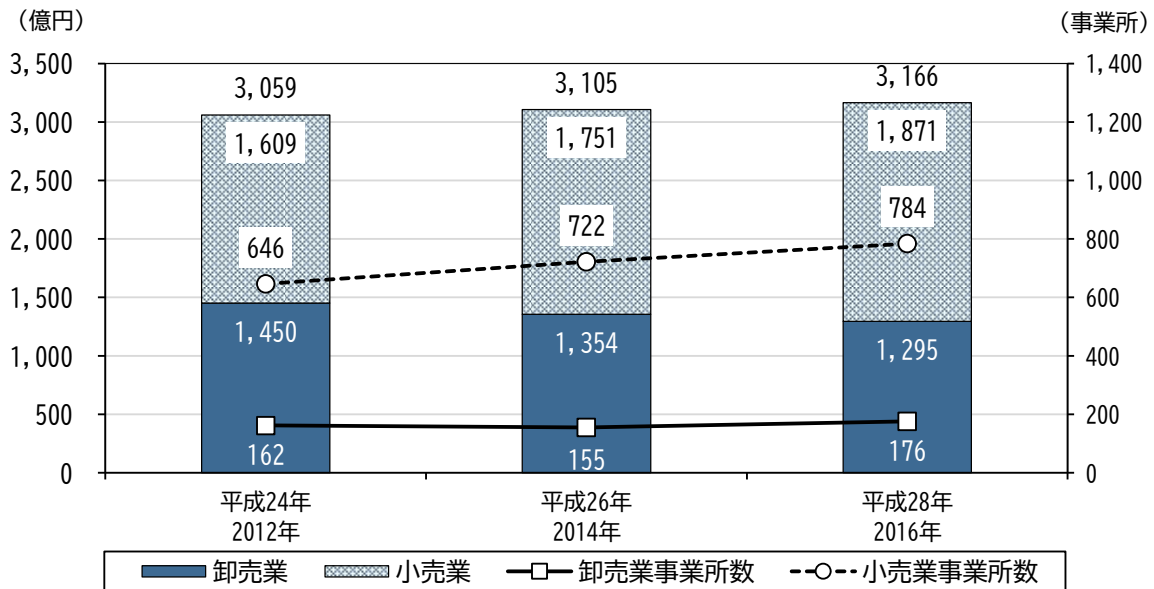
■卸売業および小売業の民営事業所数および従業者数の推移



出典：総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」、「経済センサス-活動調査」

本市の卸売業および小売業の年間商品販売額について、全体では、平成 24（2012）年から増加傾向で推移しており、平成 28（2016）年は約 3,166 億円となっており、卸売業は平成 24（2012）年から減少傾向で推移しているのに対し、小売業は増加傾向で推移しています。

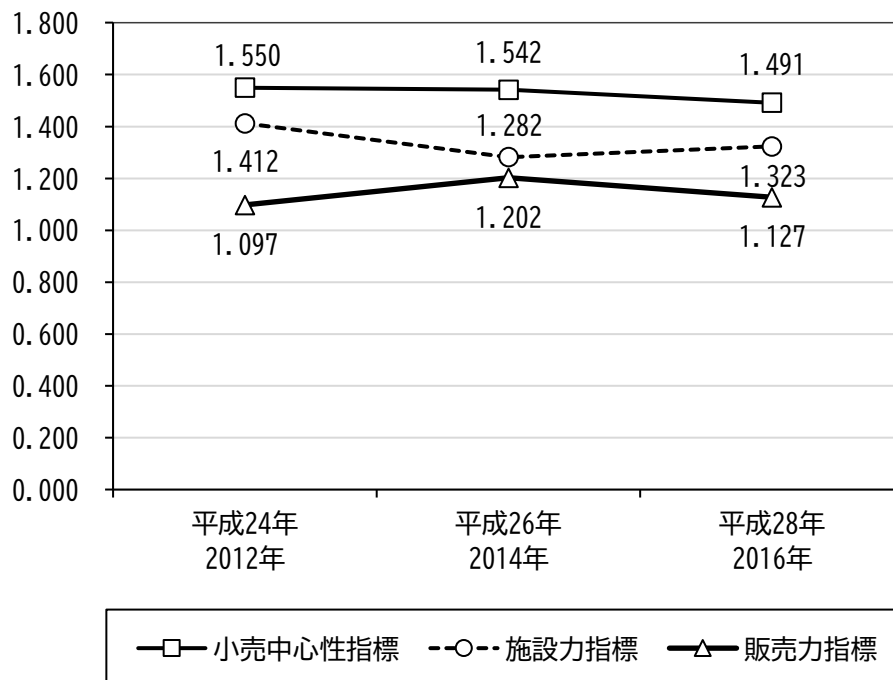
■卸売業および小売業の年間商品販売額の推移



出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」、経済産業省「商業統計調査」

本市の小売中心性指標は、平成24(2012)年よりほぼ横ばいで推移しており、平成28(2016)年は1.491で、市内小売業の顧客吸引力が強くなっています。

■小売中心性指標等の推移



出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」、経済産業省「商業統計調査」
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より集計

小売中心性指標とは、市内の小売業の吸引力を表し、小売中心性指標が1より大きければ他の都市から買物客が流入している、1より小さければ買物客が流出していると判断されます。

$$\text{小売中心性指標} = \frac{\text{市内小売業年間販売額/市の人口}}{\text{県内小売業年間販売額/県の人口}}$$

施設力指標：市内の小売施設の量的な充実の程度を示す指標（小売中心性指標の構成要素）

$$\text{施設力指標} = \frac{\text{市の売場面積/市の人口}}{\text{県の売場面積/県の人口}}$$

販売力指標：市内の小売施設の質的な充実の程度を示す指標（小売中心性指標の構成要素）

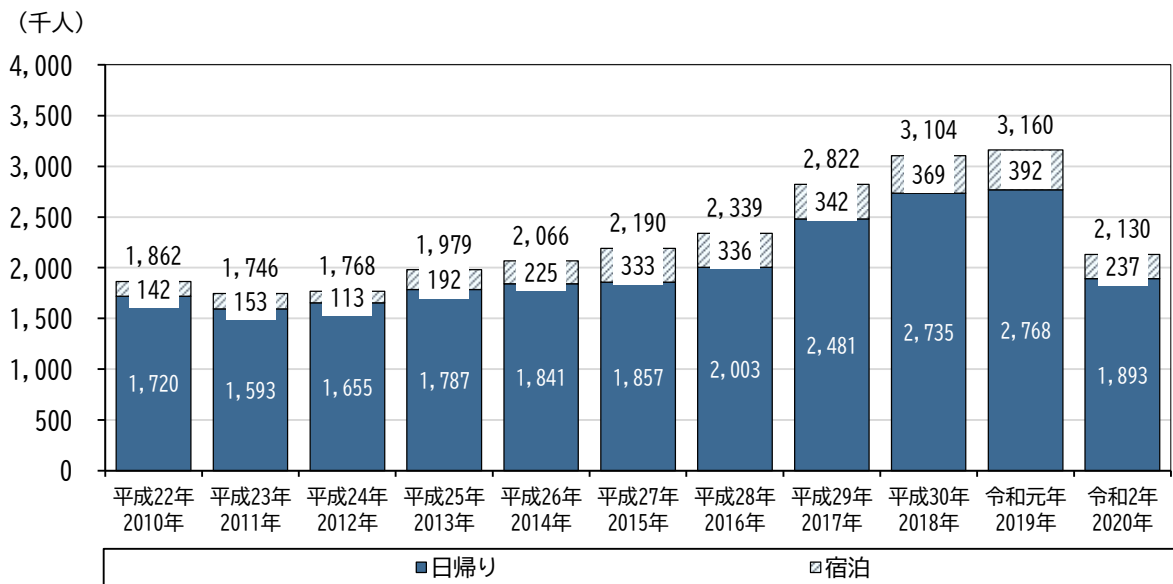
$$\text{販売力指標} = \frac{\text{市内小売業年間販売額/市の売場面積}}{\text{県内小売業年間販売額/県の売場面積}}$$

⑦ 観光の概況

本市の観光入込客数は、平成24（2012）年より増加傾向で推移し、令和元（2019）年は約316万人となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2（2020）年は約213万人となっています。

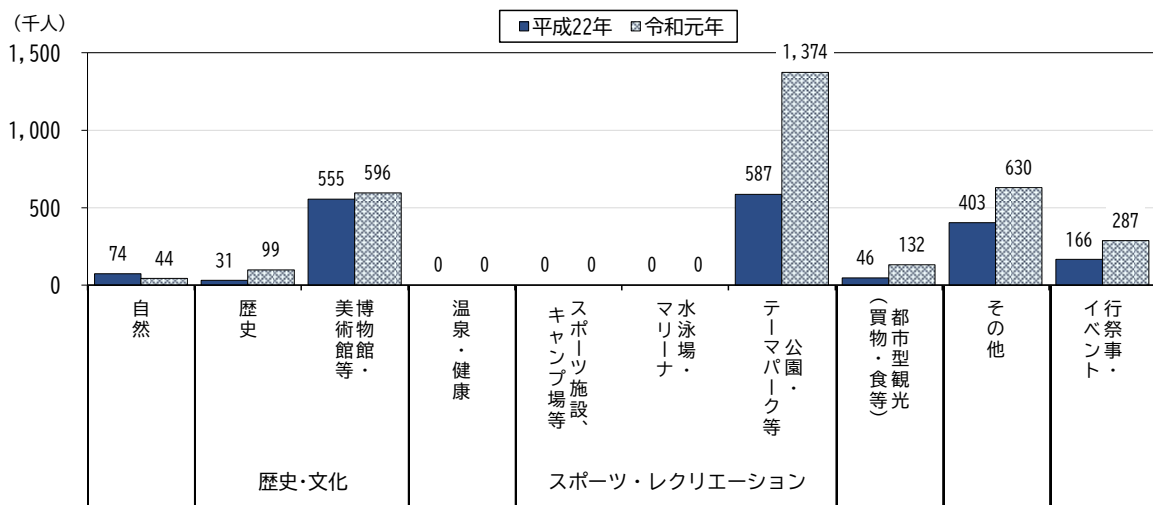
また、新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元（2019）年における観光目的別の観光入込客数を平成22（2010）年と比較すると、「公園・テーマパーク等」が大きく増加しており、これは平成29（2017）年4月にオープンした草津川跡地公園の影響が大きいと考えられます。

■草津市における観光入込客数の推移



出典：滋賀県「観光入込客統計調査書」

■草津市における観光目的別観光入込客数



出典：滋賀県「観光入込客統計調査書」

⑧ 草津市と協定を締結している大学における産学連携等実施状況

本市と協定を締結している大学における産学連携等実施状況について、民間企業との共同研究数をみると、多くの大学で平成27（2015）年度から令和2（2020）年度にかけて増加しており、令和2（2020）年度は全体で295件となっています。

また、民間企業との受託研究数については、多くの大学で平成27（2015）年度から増減しながら推移しており、令和2（2020）年度は全体で276件となっています。

■草津市と協定を締結している大学における民間企業との共同研究数の推移

単位：件

	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
立命館大学	64	112	121	132	160	130
滋賀大学	0	3	8	28	21	20
成安造形大学	-	-	-	0	0	0
京都橘大学	1	2	4	4	4	5
滋賀県立大学	40	32	44	53	46	54
滋賀医科大学	33	41	42	47	51	67
龍谷大学	7	12	13	12	18	19

※ 協定締結順

出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況」

■草津市と協定を締結している大学における民間企業との受託研究数の推移

単位：件

	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
立命館大学	287	248	248	236	259	203
滋賀大学	1	1	4	4	2	1
成安造形大学	2	0	2	0	0	0
京都橘大学	-	-	-	2	1	3
滋賀県立大学	24	13	20	31	30	23
滋賀医科大学	27	27	29	58	38	41
龍谷大学	20	12	13	12	13	5

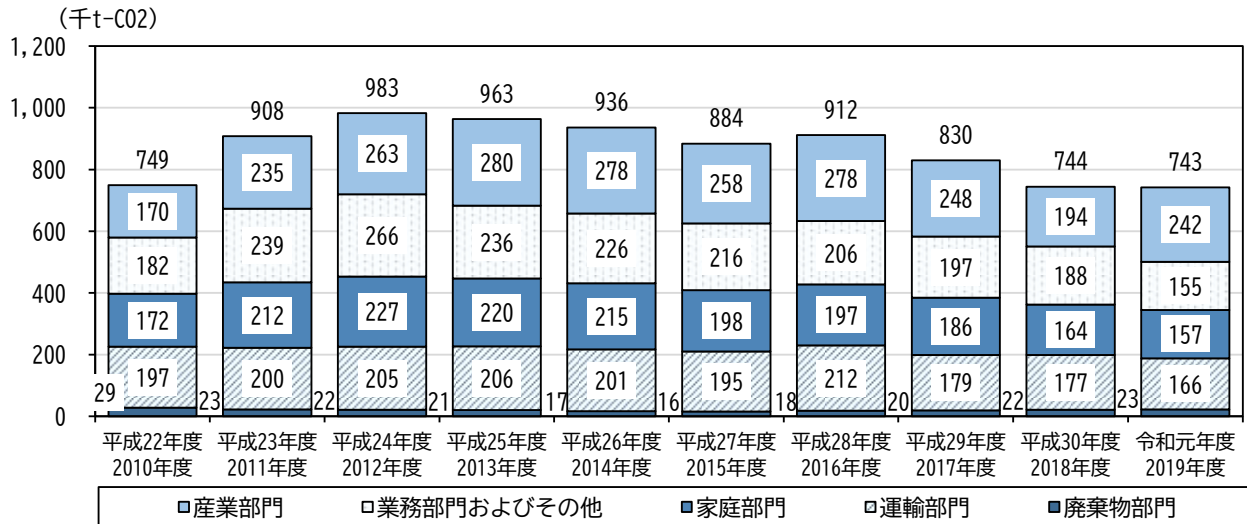
※ 協定締結順

出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況」

⑨ 二酸化炭素排出量

本市の二酸化炭素排出量は、平成 22(2010)年度から増減をしながら推移しており、令和元(2019)年度は約 74.3 万 t-CO₂で、そのうち産業部門が占める割合は 32.6%となっています。

■二酸化炭素排出量



出典：滋賀県推計

2. 草津市の産業を取り巻く環境（外部環境）

（1）社会・経済情勢の変化

① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響

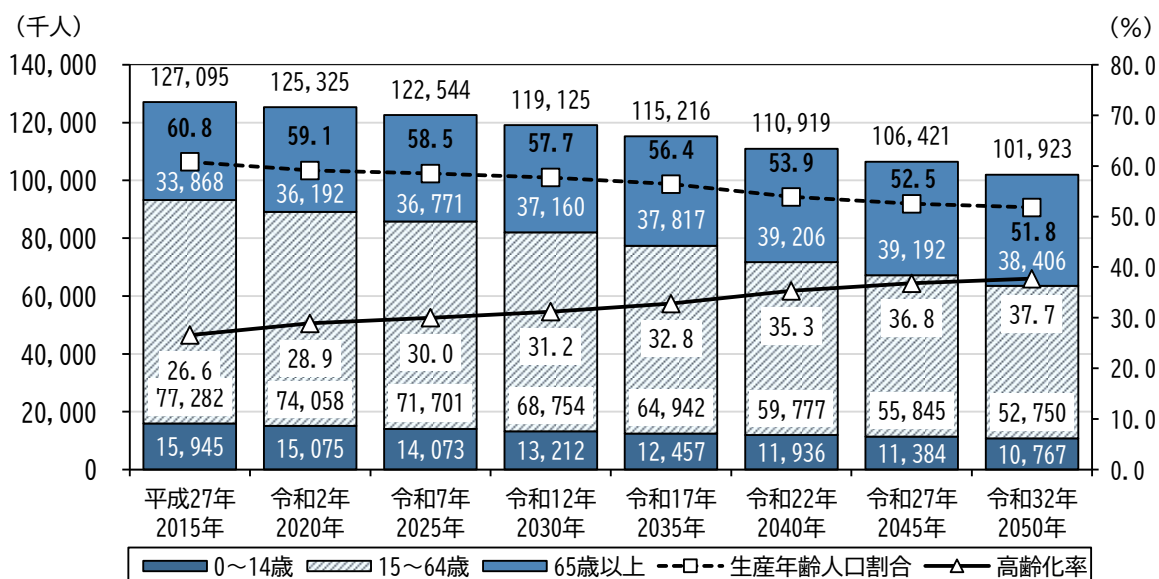
新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、ビジネスモデルや生活様式等に対して大きな影響を与え、いわゆる「with コロナ」、「after コロナ」における「新しい日常（ニューノーマル）」への移行が求められるようになりました。産業においても時代の大きな転換点に立たされており、グローバル化、デジタル化、サービス化といった産業構造の変化や、多面的なリスクに対するレジリエンスの強化など、新しいワークスタイルへの転換・変革を迫られています。

② 人口減少、少子高齢化

国立社会保障・人口問題研究所の平成29（2017）年の推計によると、日本の令和32（2050）年の推計人口は約1億192万人になると見込まれ、平成27（2015）年国勢調査の約1億2,709万人と比較して35年間で約2,517万人が減少するとされています。人口が減少している中、65歳以上の高齢者の割合は増加し続ける一方、15～64歳の生産年齢人口が減少し続けることから、人材不足や事業承継など後継者不足による問題が深刻化していくものと考えられます。

また、人口減少、少子高齢化は、特に地方において一層進展し、地域における消費者や労働者、地域コミュニティの担い手が減少することが予想され、地域経済の需要と供給の両面での縮小が加速し、地域住民が必要とする生活関連サービスの事業が困難になるなど、地域が抱える様々な課題がより深刻化していく可能性があります。

■日本の将来推計人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）：出生中位・死亡中位推計」

③ SDGs（持続可能な開発目標）の取組の広がり

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和12（2030）年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」を理念とした国際社会における共通目標です。



国においては、平成28（2016）年5月に政府内にSDGs推進本部が設置されるとともに、

同年12月には、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとするSDGsの実施指針が決定され、その後、多くの自治体がSDGs推進の取組を進めています。

SDGsは、政府や自治体だけでなく、民間企業においても共通言語になっており、ゴールを達成するための取組が広がってきています。また、SDGsの普及とともに、市場のニーズとしてSDGsへの対応が求められるようになっており、投資の条件として、収益だけではなく、SDGsに取り組んでいるかどうかも見られる時代になってきています。

本市では、これまでもSDGsの理念に沿った取組を進めており、本計画においても、戦略ごとにSDGsの目標を関連付け、SDGsの推進に取り組むこととしています。

④ 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現

令和2（2020）年10月、内閣総理大臣が「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を表明、経済産業省は同年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、グリーン社会の実現に向けた戦略および工程表が示されました。

環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものと位置付けています。

米国や中国、韓国といった日本との経済的つながりが強い国々もカーボンニュートラルへの取組を進める中、経済と環境の好循環の実現は、中長期の日本経済を見通す上で、重要なテーマの1つとなっており、グリーン社会の実現のため、各事業者においても、それぞれ取組が求められている状況です。

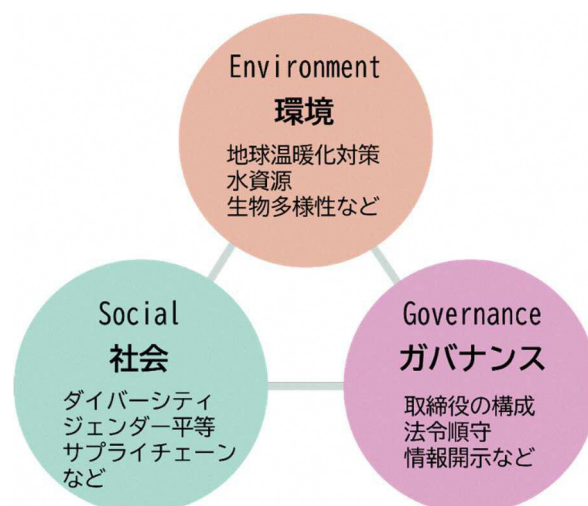
こうした状況を踏まえ、本市では、令和3（2021）年12月に「草津市気候非常事態宣言」を行い、ゼロカーボンシティを表明しました。本計画においても、本市の環境づくりについて総合的な視点から施策を展開し、ゼロカーボンシティの実現を目指します。

⑤ ESG への取組の広がり

ESG は、世界的な企業活動の評価軸で、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったものです。

これまで、投資先の企業を評価する際には財務情報の分析が中心となっていました。今日、企業の長期的な成長のためには、ESG が示す 3 つの観点が必要であるという考え方が世界的に広まっています。

日本では、平成 27（2015）年 9 月に年金積立金管理運用独立法人（GPIF）が PRI に署名したことを受け ESG 投資が広がり、令和 2（2020）年 3 月に金融庁が公表した機関投資家の行動原則を定めた日本版ステewardシップ・コードの再改訂版では、機関投資家の投資活動に対して、ESG の要素を含めたサステナビリティ（持続可能性）を考慮するよう盛り込まれました。



⑥ Society 5.0 の実現に向けて

Society 5.0 とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のことで、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、平成 28（2016）年 1 月に閣議決定された「第 5 期科学技術基本計画」において国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

令和 3（2021）年 3 月に閣議決定された「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では、国が目指す社会（Society 5.0）を「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会」、「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）が実現できる社会」とし、この社会像に「信頼」や「分かち合い」を重んじる国の伝統的価値観を重ね、Society 5.0 を実現するとしています。

⑦ デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

あらゆる要素がデジタル化されていく Society 5.0 に向けて、ビジネスモデルを抜本的に変革（デジタルトランスフォーメーション：DX）し、新たな成長を実現する企業が現れています。

経済産業省は、デジタルトランスフォーメーション（DX）とは「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義しています。

経済産業省は、企業の DX に関する取組を促すため、令和 2（2020）年 5 月に施行された「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、デジタル技術による社会変革を踏まえて経営者に求められる対応をまとめた「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応し、DX 推進の準備が整っていると認められる企業を国が認定する DX 認定制度を令和 2（2020）年 11 月から開始しており、Society 5.0 の実現のため、クラウドや AI、IoT といったデジタル技術を導入し情報やデータをリアルタイムに提供・利用できる体制などの情報処理基盤の整備を進めています。

また、DX を担う人材を育成するため、デジタル人材のリスキリングは世界的に急務となっていることから、経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は、デジタル人材の育成を推進するため、令和 4（2022）年 3 月にデジタル人材育成プラットフォーム「マナビ DX」を開設し、デジタルスキルを学ぶことができる学習コンテンツを紹介するとともに、すべての社会人が身につけるべきデジタルスキルを示した「DX リテラシー標準」も掲載しています。

(2) 国の産業振興政策に関する動向

① 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

令和4(2022)年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2022」と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が閣議決定されました。

「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、機動的なマクロ経済運営によって経済回復を実現しながら、新しい資本主義の実現に向けた計画的で重点的な投資や規制・制度改革を行い、成長と分配の好循環を実現するとしています。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、「新しい資本主義に向けた計画的な重点投資」として、「人への投資と分配」、「科学技術・イノベーションへの重点的投資」、「スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進」、「GX及びDXへの投資」の4つに投資を重点化するとしています。

② 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律

令和3(2021)年6月に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が公布されました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期および中長期の社会・経済情勢の変化に適切に対応して、「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、ポストコロナにおける成長の源泉となる①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築、④中小企業の足腰強化等を促進するための措置を講じるとしています。

■産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の概要

背景			
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録、危機に直面。他方、古い経済社会システムから脱却し、「新たな日常」への構造変化を図るチャンス。 			
法律の概要			
<ul style="list-style-type: none"> 「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、ポストコロナにおける成長の源泉となる①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築、④中小企業の足腰強化等を促進するための措置を講じる。 			
1	2	3	4
「グリーン社会」への転換 <ul style="list-style-type: none"> カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を主務大臣が認定し以下を措置 ① 設備投資促進税制(税額控除10%等) <ul style="list-style-type: none"> A) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備 B) 生産工程等の脱炭素化を進める設備 ② 金融支援(最大0.2%の利子補給等) 	「デジタル化」への対応 <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用した全社レベルのビジネスモデルの変革(DX)の計画を主務大臣が認定し以下を措置 ① DX投資促進税制(クラウド技術を活用したデジタル関連投資に対して税額控除5%等) ② 財政投融資を原資とした低利融資 	「新たな日常」に向けた事業再構築 <ul style="list-style-type: none"> 「新たな日常」に向けた事業再構築の計画を主務大臣が認定し以下を措置 ① 赤字であってもカーボンニュートラル、DX、事業再構築等に取り組む企業に対する繰越欠損金の控除上限の引上げ(中堅・大企業に最大5年間にわたり現行の50%から最大100%に引上げ)※中小企業は現行でも100% ② 財政投融資を原資とした低利融資 	中小企業の足腰の強化 <ul style="list-style-type: none"> 中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を育成するため、以下の措置を講じる 1. 規模拡大を通じた労働生産性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群への支援施策の対象拡大 ② 中小企業経営資源集約化(M&A)税制 ③ 集約化手続の短縮(所在不明株の買収) 2. 大企業と中小企業との取引の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ① 下請振興法の対象取引類型の拡大 3. 中小企業の事業継続力の強化に取り組む中堅企業を金融支援の対象に追加
「新たな日常」に向けた事業環境の整備			
1. 規制改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ① バーチャルオーナー株主総会の実現 ② 規制のサンドボックスの恒久化(生産性特措法からの移管) ③ 債権譲渡における第三者対抗要件の特例(民法等の特例) 	2. ベンチャー企業の成長支援 <ul style="list-style-type: none"> ① ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度 ② 国内ファンド(LPS)による海外投資拡大(現行の海外投資50%規制の適用除外) 	3. 事業再編の推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 株式対価M&Aの株式譲渡益の課税繰延の事前認定の不要化 ② 株式対価M&Aにおける株式買収請求の適用除外 	4. 事業再生の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業再生ADR(私的整理)から簡易再生手続(法的整理)への移行等の円滑化

出典：経済産業省 HP

③ 中小企業成長促進法

令和2(2020)年10月に施行された「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」(中小企業成長促進法)は、① 事業承継円滑化による廃業リスクの回避、② 規模拡大後の継続支援によるM&A円滑化を通じた事業継続支援、③ 海外拠点の分散化の推進、④ 計画制度の簡素化と電子申請の加速化を実現し、中小企業の事業継続と雇用維持を後押しするものとなっています。

■ 中小企業成長促進法の概要

I. 事業承継時の経営者保証解除、第三者承継の促進【経営承継円滑化法】	II. 経営革新・経営力向上企業における成長促進等【経営強化法】	III. 地域経済を牽引する企業における成長促進等【地域未来法】
<p>A. 経営者保証解除スキームの新設</p> <p>① 経営者保証が事業承継の障壁となっている事業者が、承継に併せて保証債務を借り換える際の資金に対して、経営者保証を求めない保証制度(経営承継借換関連保証)を追加(既存の保証限度枠とは別に、特例として2.8億円を保証)。</p>  <p>② 他の事業者から事業用資産や株式を取得して事業承継(第三者承継)を行う者が、経営者保証なしでM&A資金等を調達できるよう、保証制度(経営承継準備関連保証)を拡充。</p>	<p>A. 経営革新計画の定義見直し、支援強化・集約化</p> <p>⑦ 「経営革新(新事業活動より経営の相当程度の向上を図る)」の手段多様化を踏まえ、新事業活動の定義に研究開発等を明示。</p> <p>⑧ 定義の見直しに併せて、以下を経営革新計画に統合。 1) 異分野連携新事業分野開拓計画 2) 特定研究開発等計画(ものづくり高度化法の廃止)</p> <p>⑩ 経営革新計画等への新たな支援として、日本公庫が外国関係法人等に対して直接融資(クロスボーダーローン)を実施できることとする。</p> <p>B. 経営力向上企業における事業承継の促進</p> <p>③ 第三者承継を行う者が、経営者保証なしでM&A資金等を調達できるよう、保証制度(経営力向上関連保証)を拡充。</p>	<p>A. 地域経済牽引事業計画の支援策強化</p> <p>⑥ 事業承継等に伴う事業拡大により、中小企業者要件を満たさなくなった事業者に対し、計画期間中は中小企業者とみなし、中小企業向け支援(法律上の特例)を継続。 中堅企業への成長環境の整備</p> <p>⑨ 支援措置が包含されることとなる、地域産業資源活用事業計画(地域資源法)を廃止。 中小企業目線での政策体系の整理</p> <p>⑪ 地域経済牽引事業計画への新たな支援として、日本公庫が外国関係法人等に対して以下の支援を実施できることとする。 1) 現地金融機関からの借入れに対する債務の保証(スタンドバイ・クレジット) 2) 直接融資(クロスボーダーローン) 海外展開支援の強化</p> <p>B. 地域経済牽引事業における事業承継促進</p> <p>④ 地域経済牽引事業の手段として、第三者承継を追加するとともに、経営者保証なしでM&A資金等を調達できるよう、保証制度(地域経済牽引事業関連保証)を拡充。</p>
<p>IV. 事業承継等支援体制の整備【産業競争力強化法】</p> <p>⑤ 認定支援機関(商工会議所等)の業務に以下を追加。 1) 親族内承継支援 2) 経営者等個人の保証債務整理支援</p> 	<p>その他措置事項【中小機構法】</p> <p>○ 中小機構の業務に以下を追加。 ・ ①、②、③、④に関して経営者保証を伴わない融資を行うとする金融機関に対する協力業務 ・ 承認地域経済牽引支援機関に対する協力業務 ・ ⑤の業務 経営者保証解除スキームの拡充、事業承継の促進</p>	

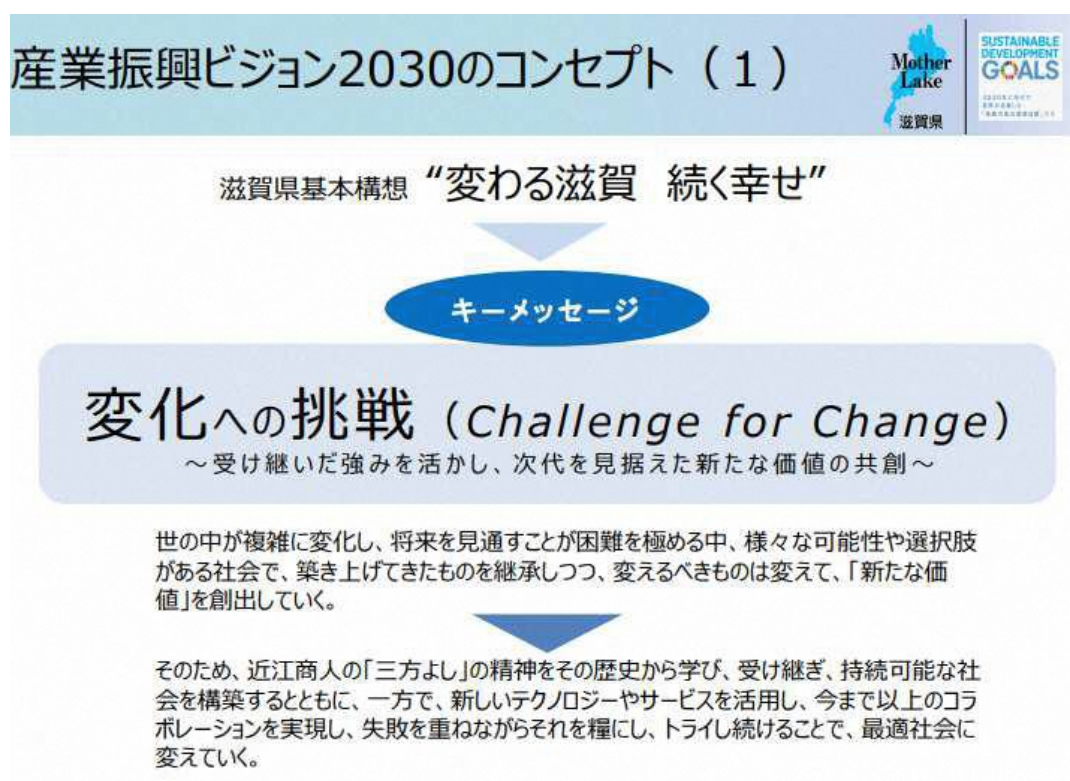
出典：経済産業省 HP

(3) 滋賀県の産業振興政策に関する動向

① 滋賀県産業振興ビジョン 2030

滋賀県は、令和2(2020)年3月に「滋賀県産業振興ビジョン2030」を策定し、本格的な人口減少社会への移行、就業構造の変化、TPP11協定の発効、国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の達成やSociety 5.0の実現に向けた国の動き等の変化に的確に対応し、将来にわたって力強く持続的な発展を遂げていくため、「変化への挑戦(Challenge for Change)～受け継いだ強みを活かし、次代を見据えた新たな価値の共創～」をコンセプトとし、令和12(2030)年の目指す姿を「経済・社会・環境が調和した、世界を牽引するたくましい経済が創造されています。」、「雇用の維持・拡大が図られています。」、「世界に通用するブランド価値」が発信され、ステータスが向上しています。」、「社会的課題をビジネスで解決し、地域が潤う循環型経済が確立されています。」、「技術革新や生産性向上によるイノベティブなビジネスモデルが次々と展開され、新たな価値が創出されています。」とし、目指す姿に向けて施策を展開しています。

■滋賀県産業振興ビジョン2030のコンセプト



出典：滋賀県 HP

② 滋賀県中小企業活性化施策実施計画

平成25(2013)年4月に施行された「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づき、県内の中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施していくため、毎年度「滋賀県中小企業活性化施策実施計画」を策定し、「滋賀県産業振興ビジョン2030」の方向性に基づき、中小企業の活性化推進の観点から施策の具体化を図っています。

3. SWOT 分析

(1) SWOT 分析

本市産業の現状と社会・経済情勢の変化における動向、さらにアンケート調査等の結果を踏まえ、SWOT 分析を行い、草津市の強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)について、整理を行いました。

■草津市の産業振興に関する SWOT 分析表

	産業振興でのプラスの要因	産業振興でのマイナスの要因
草津市産業の内的能力	強み(Strength) <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通利便性の良さ ・ 自然災害の少なさ ・ 製造業が多く集積 ・ 第2次産業の技術力の高さ ・ 小売吸引力の強さ ・ 大学等の教育研究機関が近接 ・ 公的インキュベーション施設が集積 ・ 情報通信業の台頭 	弱み(Weakness) <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業用地やオフィスの供給不足 ・ 人材不足 ・ 女性の就業率が低い ・ 後継者不足・育成不足 ・ 開業率を上回る廃業率(事業継続性) ・ 地域全体として起業を促進し支援する仕組みが無い ・ 連携・マッチング力の弱さ ・ 製造業の市内の取引が少ない
	機会(Opportunity) <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国でも数少ない人口増加都市 ・ 自然の豊かさ ・ 高い住みやすさ満足度 ・ 新しい働き方の定着(テレワーク・コワーキングスペース等の普及) ・ SDGs の取組の広がり ・ 気候変動対策の動き(カーボンニュートラル) ・ デジタル技術の急速な進歩 ・ ESG の取組の広がり ・ 産学連携によるイノベーションの創出機会の増加 	脅威(Threat) <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな感染症等による社会の大きな変化 ・ 少子高齢化の進行 ・ 観光需要の減少 ・ 生産年齢人口の減少(労働力不足、人材獲得の競争激化) ・ 市外への事業者(起業家)の流出 ・ 草津市の認知度の低さ
草津市産業を取り巻く外部環境		

SWOT 分析とは、組織のビジョンや戦略を企画立案する際に利用する現状分析の手法で、強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)、これら4つの視点から、外部環境と内的能力に分けて現状分析を行い、具体的な戦略を導き出します。

(2) 産業振興を通じて目指すまちの形

SWOT分析の結果を踏まえ、そこから見える要素を関連する項目ごとに「産業振興を通じて目指すまちの形」として、グループ分けを行いました。

まちの形①	社会の変化や課題に対応し、持続可能な事業活動が行われるまち
【関連する要素】 「新たな感染症等による社会の大きな変化」 「製造業が多く集積」 「第2次産業の技術力の高さ」 「SDGsの取組の広がり」 「ESGの取組の広がり」	「気候変動対策の動き（カーボンニュートラル）」 「人材不足」 「後継者不足・育成不足」 「開業率を上回る廃業率（事業継続性）」 「少子高齢化の進行」 「観光需要の減少」
まちの形②	創業・起業が活発に行われ、起業家同士の交流が盛んなまち
【関連する要素】 「大学等の教育研究機関が近接」 「公的インキュベーション施設が集積」 「全国でも数少ない人口増加都市」 「新しい働き方の定着（テレワーク・コワーキングスペース等の普及）」 「産学連携によるイノベーションの創出機会の増加」	「産業用地やオフィスの供給不足」 「女性の就業率が低い」 「開業率を上回る廃業率（事業継続性）」 「地域全体として起業を促進し支援する仕組みが無い」 「市外への事業者（起業家）の流出」
まちの形③	官民合同（伴走型）により中小企業等の活動が活発なまち
【関連する要素】 「公的インキュベーション施設が集積」 「デジタル技術の急速な進歩」 「人材不足」 「後継者不足・育成不足」	「開業率を上回る廃業率（事業継続性）」 「地域全体として起業を促進し支援する仕組みが無い」 「連携・マッチング力の弱さ」 「新たな感染症等による社会の大きな変化」
まちの形④	事業所間連携・産学官金連携により新製品・新サービス等の開発が生まれるまち
【関連する要素】 「製造業が多く集積」 「第2次産業の技術力の高さ」 「小売吸引力の強さ」 「大学等の教育研究機関が近接」 「公的インキュベーション施設が集積」 「情報通信業の台頭」	「デジタル技術の急速な進歩」 「産学連携によるイノベーションの創出機会の増加」 「連携・マッチング力の弱さ」 「製造業の市内の取引が少ない」 「観光需要の減少」 「草津市の認知度の低さ」

まちの形⑤	市内への企業集積が進み、次世代産業の育成が進んでいるまち
【関連する要素】 「交通利便性の良さ」 「第2次産業の技術力の高さ」 「大学等の教育研究機関が近接」 「公的インキュベーション施設が集積」 「情報通信業の台頭」 「自然の豊かさ」 「SDGsの取組の広がり」	「気候変動対策の動き（カーボンニュートラル）」 「デジタル技術の急速な進歩」 「ESGの取組の広がり」 「産業用地やオフィスの供給不足」 「人材不足」 「製造業の市内の取引が少ない」 「少子高齢化の進行」

まちの形⑥	ITリテラシーが向上し、市内企業の育成とDX導入が進んでいるまち
【関連する要素】 「製造業が多く集積」 「大学等の教育研究機関が近接」 「公的インキュベーション施設が集積」 「情報通信業の台頭」 「新しい働き方の定着（テレワーク・コワーキングスペース等の普及）」	「デジタル技術の急速な進歩」 「産学連携によるイノベーションの創出機会の増加」 「産業用地やオフィスの供給不足」 「人材不足」 「市外への事業者（起業家）の流出」

まちの形⑦	地域資源を活かした市内産業の情報・魅力が広く発信され、域内外との交流が活発なまち
【関連する要素】 「製造業が多く集積」 「第2次産業の技術力の高さ」 「小売吸引力の強さ」 「大学等の教育研究機関が近接」	「産学連携によるイノベーションの創出機会の増加」 「連携・マッチング力の弱さ」 「観光需要の減少」 「草津市の認知度の低さ」

まちの形⑧	人材が定着し、多様な働き方が進んでいるまち （住みやすく、働きやすいまち）
【関連する要素】 「交通利便性の良さ」 「大学等の教育研究機関が近接」 「全国でも数少ない人口増加都市」 「自然の豊かさ」 「高い住みやすさ満足度」	「新しい働き方の定着（テレワーク・コワーキングスペース等の普及）」 「人材不足」 「女性の就業率が低い」 「少子高齢化の進行」 「生産年齢人口の減少」 「市外への事業者（起業家）の流出」